

広島修道大学剣道部 OB 会会則

(名 称)

第 1 条 本会は、広島修道大学剣道部 OB 会(通称「錬心会」と称する。以下、「本会」という)。

(所在地)

第 2 条 本会の所在地は、広島市安佐南区大塚東 1 1 1 広島修道大学内に置く。

ただし、事務局の在り地は、便宜上事務局長の住居とする。

(目 的)

第 3 条 本会は、会員相互の親睦と現役学生への指導・援助を図ることを目的とする。

(会員資格)

第 4 条 本会は、学生時代に剣道部に在籍し、広島修道大学(旧、広島商科大学)を卒業した者を以って構成する。

ただし、途中退部した者で、本人の希望により役員会が承認する者については、会員とすることができる。

(役 員)

第 5 条 本会に次の役員を置く。

(1) 会 長	1 名	(2) 副 会 長	若干名
(3) 幹 事 長	1 名	(4) 幹 事	若干名
(5) 事務局長	1 名	(6) 事務局次長	2 名
(7) 会 計	1 名	(8) 監 査	1 名

(役員を選出)

第 6 条 前条の役員は、役員会で次年度案を作成し、総会において承認する。

(役員職務)

第 7 条 役員は、次の任務を行う。

- (1) 会長は、本会を代表し、会を統括する。
- (2) 副会長は、剣道担当と親睦担当を置き、会長を補佐し、会長に事故ある時はその任務を代行する。
- (3) 幹事長は、幹事会の議長となり、会務の一切を執り行うとともに、会計監査を兼任する。
- (4) 幹事は、幹事会を構成し、会の活動計画を立案し、実行する。
- (5) 事務局長は、会のすべての事務処理を行う。
- (6) 会計は、会計事務を担当し、総会又は総会開催通知において会計報告を行う。

(役員任期)

第 8 条 前条の役員の任期は、1 月 2 日より一年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員補充)

第 9 条 役員に欠員が生じた場合は、補充することができる。

2 後任者の任期は前任者の残余期間とする。

(師範・顧問・部長・監督・コーチ等の選任)

第 10 条 本会は、現役への援助を目的として次の役職者を選任する。

(1) 師 範	1 名	(2) 顧 問	若干名
(3) 部 長	1 名	(4) 監 督	1 名
(5) コ ー チ	若干名	(6) そ の 他	

2 部長は、本学の教職員をもってあてる。

(機 関)

第 11 条 本会は第 3 条の目的を達成するために次の機関を置く。

- (1) 総 会 (2) 役員会 (3) 幹事会 (4) 稽古会 (5) その他

(総 会)

第 1 2 条 総会は、会長が召集し、毎年 1 月 2 日に開催する。
また、毎年 1 月 2 日には、新年初稽古会を開催する。

(役員会)

第 1 3 条 役員会は、会長、副会長、幹事長、幹事、事務局長、会計をもって構成し、次の事項を審議する。

- (1) 幹事会が作成した事業計画及び会計報告
- (2) 師範、顧問、部長、監督、コーチ等の選考
- (3) 次期役員案の人選
- (4) 新会員の承認
- (5) 本会則の改正案の作成
- (6) その他必要とする事項

2 会長が必要と認めた時は、前項以外の者の出席を求め、助言を得ることができる。

(幹事会)

第 1 4 条 幹事会は、幹事長、幹事、事務局長、会計をもって構成し、事業計画を立案する。

2 幹事長が必要と認めた時は、前項以外の者の出席を求め、助言を得ることができる。

(会計年度と予算・決算)

第 1 5 条 本会の会計年度は、毎年 1 月 1 日に始まり当年の 1 2 月 3 1 日までとする。

2 本会の予算・決算は、総会又は総会開催通知において報告するものとする。

(収 入)

第 1 6 条 本会の経費は、会費、寄付金その他の収人をもってあてる。

(会 費)

第 1 7 条 本会の会費は、毎年 5 , 0 0 0 円とし、原則として前年の 1 2 月末までに納入しなければならない。ただし、当分の間、女性会員は年 1 , 0 0 0 円とする。

2 本会は、役員会の承認により、必要に応じて臨時会費を徴収することができる。

(退会の手続)

第 1 8 条 本会からの退会を希望する者は、任意の退会届を会長あてに提出することを要する。

(罰 則)

第 1 9 条 本会の名誉を傷つけ又は秩序を乱した者は、役員会の議を経て脱会処分することができる。

(会則の改正)

第 2 0 条 本会則の改正は、役員会において改正案を作成して総会に諮り、総会出席者の 3 分の 2 以上の承認を必要とする。

第 2 1 条 附 則

1 本会則は、昭和 4 0 年 4 月 1 日から施行する。 2 ~ 5 略

6 本会則は、第 1 0 条の第 2 項を改正し、平成 1 2 年 1 月 2 日から施行する。